

葬祭組合告示第1号

令和5年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年1月25日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合  
管 理 者 小 坂 泰 久

1. 日 時 令和5年2月13日（月）午後3時00分
2. 場 所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室（2階）

令和5年2月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会会議録

○招集日時

令和5年2月13日（月曜日）午後3時00分

○招集場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室（2階）

○出席議員（8名）

1番	五十嵐 智 美	佐倉市議会選出
2番	萩 原 陽 子	佐倉市議会選出
3番	藤 崎 良 次（議 長）	佐倉市議会選出
4番	田 中 徳 彦	四街道市議会選出
5番	坂 本 弘 毅	四街道市議会選出
6番	石 山 健 作	四街道市議会選出
7番	佐 藤 修 二	酒々井町議会選出
8番	地 福 美枝子（副議長）	酒々井町議会選出

○欠席議員（なし）

○執行部

管 理 者	小 坂 泰 久	酒々井町長
副 管 理 者	西 田 三十五	佐倉市長

○議案説明のための出席者職氏名

事 務 局 長	中 村 忍
事 務 局 次 長	小 川 淳 一
事 務 局 副 主 幹	織 田 勝 広
総 務 班 長	能 崎 保

会 計 管 理 者	小谷野 敏 也	酒々井町会計管理者
-----------	---------	-----------

○議会事務局出席職員

事務局主査補	馬 場 樹 里
事務局主任主事	浜 田 貴 人

○連絡員

施設管理班 相 京 夕起夫  
副 主 幹

○会期

令和5年2月13日（月曜日） 1日

○議事日程

令和5年2月13日（月曜日）午後3時00分開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案の上程、質疑、討論、採決
- 日程第5 発議案の上程、質疑、討論、採決

○議案

- 議案第1号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合個人情報保護に関する法律施行条例制定について
- 議案第2号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第3号 令和4年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第2号）
- 議案第4号 令和5年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算
- 発議案第1号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会個人情報保護条例制定について

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

◎開会の宣告

午後2時58分 開会

- 議長（藤崎良次） ただいまの出席議員は8名で、議員定数の過半数に達しております。よって、令和5年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会は成立いたしました。  
これより定例会を開会いたします。
- 

◎諸般の報告

- 議長（藤崎良次） 日程第1、諸般の報告を行います。  
初めに、監査委員より定期監査、例月出納検査の実施報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（藤崎良次） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、議席番号5番、坂本弘毅議員及び議席番号8番、地福美枝子議員の両名を指名いたします。
- 

◎会期の決定

- 議長（藤崎良次） 日程第3、会期の決定をいたします。  
お諮りいたします。本定例会の会期は、会議規則第5条第1項の規定により、本日1日といたします。  
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤崎良次） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日と決しました。
- 

◎議案の上程

- 議長（藤崎良次） 日程第4、議案を上程いたします。本日は議案4件でございます。  
なお、本定例会及び後ほどの全員協議会における説明、答弁等は、着座にてお願いをいたします。  
それでは、上程されている議案については、一括して管理者に提案理由の説明を求めます。  
小坂管理者。

- 管理者（小坂泰久） 管理者の小坂泰久でございます。  
本日ここに、令和5年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜りまして本会議が成立しましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。

ただいまから、本定例会に提案いたしました議案4件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合個人情報の保護に関する法律施行条例制定についてでございます。個人情報の保護に関する法律の改正により、議会を除く地方公共団体の機関も国の行政機関等と同様に、その適用を受けることとされたことに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定め

る条例を新たに制定しようとするものであります。

議案第2号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。千葉県人事委員会勧告に準拠し、一般職職員の月例給及び期末・勤勉手当の引上げをしようとするものであります。

議案第3号は、令和4年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第2号）でございます。既定の歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出それぞれ3億4,924万3,000円にしようとするものであります。

補正の内容について申し上げます。歳出につきましては、給与改定等に伴う人件費の増額、光熱水費の増額及び委託料の入札契約差金を減額するものでございます。

議案第4号は、令和5年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算でございます。令和5年度の歳入歳出予算の総額は、それぞれ3億2,671万8,000円でありまして、対前年度比1,322万5,000円の減となっております。

主な内容について申し上げます。歳入につきましては、構成市町からの負担金として2億1,125万円、使用料及び手数料は7,889万3,000円、基金繰入金は3,110万円を計上しております。

次に、歳出について申し上げます。歳出の主な内容といたしまして、2款総務費関係につきましては、一般職職員の人件費及び一般管理費等に係る経費でございます。3款事業費関係につきましては、さくら斎場の業務運営及び施設維持管理に要する経費でございます。

以上、概要につきまして申し上げます。細部につきましては、事務局より説明をさせていただきます。何とぞご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（藤崎良次） ありがとうございます。

続いて、では事務局長。

○事務局長（中村 忍） 事務局の中村忍でございます。議案の補足説明をさせていただきます。

まず、第1号議案ですが、こちらは佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合個人情報の保護に関する法律施行条例制定についてでございます。赤いインデックスの資料第1号を御覧ください。条例の制定理由は、個人情報の保護に関する法律の改正により、議会を除く地方公共団体の機関も国の行政機関等と同様に、その適用を受けることとされたことに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める条例、こちらを新たに制定するものでございます。

制定の内容につきましては、これまでの個人情報保護制度を可能な限り維持しつつ、適切な運用を図るため、組合独自の個人情報取扱登録簿に関する事項、開示手数料に関する事項、組合の情報公開・個人情報保護審査会への諮問内容に関する事項、現在の個人情報保護条例の廃止などです。

次に、議案第2号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。資料のほう、赤いインデックス第2号を御覧ください。制定理由は、千葉県人事委員会勧告に準拠をいたしまして、一般職職員の月例給及び期末・勤勉手当の引上げをしようとするものです。

制定内容につきましては、一般職職員の給料表の引上げ改定、一般職職員及び再任用職員の勤勉手当の引上げ等でございます。施行については、条例公布の日から施行し、給料表につきましては令和4年

4月1日から、勤勉手当については令和4年12月1日から、それぞれ適用といたします。

次に、議案第3号 令和4年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第2号）でございます。青いインデックス、補正予算書1ページを御覧ください。今回の補正予算につきましては、歳出の中での調整のみで、歳入歳出とも予算の総額の増減はなく、歳入歳出それぞれ3億4,924万3,000円とするものでございます。

債務負担行為の補正がございます。4ページを御覧ください。債務負担行為の追加として、令和5年度の年度の当初から委託事業等の円滑な実施のため、表記9件の事業につきまして本年度中に入札などの契約に係る事務処理を行うため、債務負担行為の設定をするものでございます。

8ページから予算の詳細を記載してございます。抜粋しまして、赤いインデックスの資料第3号にまとめてございます。今回、歳入の補正はございません。歳出の中での各款の増減がございます。

初めに、2款総務費、一般管理費につきまして、人件費に関するもので人事異動及び給与条例改正等に伴う給料、職員手当等、また共済費について243万9,000円を増額するものでございます。

3款事業費、1項運営費は626万9,000円を減額するものでございます。内容につきましては、需用費の光熱水費について、電気料金及びガス料金の値上げにより437万円を増額、委託料につきましては入札契約差金の1,063万9,000円を減額するものでございます。

4款基金費につきましては、財源調整のため383万円を財政調整基金へ積み立てるものでございます。補正の内容は以上となります。

再び予算書に戻っていただきます。予算書のほうの10ページから19ページ、こちらにつきましては今回の補正に伴う変更を加えました給与費の明細書、20ページ、21ページにつきましては追加となる債務負担行為を新規設定分として加えました債務負担行為の支出見込額等に関する調書という形になっております。

次に、議案第4号でございます。令和5年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算でございます。青いインデックス、予算書、こちらの1ページを御覧ください。令和5年度の予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ3億2,671万8,000円と定めるものでございまして、前年度と比較いたしまして1,322万5,000円の減、率といたしまして約3.89%の減となっております。

それでは、内容のほうに入ります。8ページを御覧ください。こちらは歳入でございます。1款分担金及び負担金につきましては、構成市町からの管理運営費負担金でございます。2億1,125万円で、前年度と比べまして125万円の減となっております。

内訳につきましては、説明欄に記載してございます。佐倉市が1億1,567万2,000円、前年度比1万9,000円の減、負担割合といたしまして54.76%、四街道市が7,440万7,000円、前年度比132万6,000円の減、負担割合といたしまして35.22%、酒々井町が2,117万1,000円、前年度比9万5,000円の増、負担割合といたしまして10.02%となっております。

2款使用料及び手数料、1目使用料につきましては、火葬、待合室、霊安室、式場の使用料として7,886万4,000円を見込んでおります。前年度比1,213万9,000円の増でございます。

9ページでございます。1目手数料につきましては、分骨などの各種証明手数料といたしまして2万9,000円を、3款財産収入は、財政調整基金及び施設整備基金の銀行の利子として1万円を見込んでおります。

4款繰入金金の3,110万円は、財源調整として財政調整基金から繰り入れするものでございます。

10ページでございます。5款繰越金につきましては、500万円を見込んでおります。

6款諸収入につきましては、1項預金利子は歳計金の銀行預金利子の1,000円を、また2項雑入といたしまして、さくら斎場館内にあります売店の自動販売機の電気料金等で46万4,000円を見込んでおります。

11ページでございます。歳出についてでございます。1款議会費につきましては、組合議員8名分の報酬、旅費等の議会運営経費でございまして、55万2,000円を計上しております。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、1億1,474万円を計上しております。前年度と比べまして371万1,000円の減という形になってございます。

一般管理費の主なものを申し上げます。1節報酬の296万円は、情報公開・個人情報保護審査会委員、また行政不服審査会委員、各3名分と会計年度任用職員3名分の報酬でございます。

2節給料4,856万1,000円、3節職員手当等4,273万5,000円、4節共済費1,621万1,000円は、特別職3名、管理者、副管理者でございます。それと、職員12名の人件費ということでございます。

12ページ中段になりますが、8節旅費の4万4,000円は、各委員、職員等の費用弁償や旅費でございます。

9節交際費6万円は、管理者交際費でございます。

10節需用費67万8,000円につきましては、事務用の消耗品や庁用車に要する経費等でございます。

11節役務費114万円は、電話料金やインターネット等の回線使用料と郵便料という形でございます。

13ページ、12節委託料でございます。こちら219万1,000円は、複写機の保守委託料、財務会計システムのサービス提供業務委託料、例規集データベースシステムのサービス提供業務委託料でございます。

13節使用料及び賃借料8万円は、給与計算システムの賃借料でございます。

18節負担金補助及び交付金、こちら7万5,000円は職員の研修負担金のほか、各種団体に対する負担金でございます。

26節公課費5,000円は、庁用車の車検に伴う重量税でございます。

14ページでございます。2款総務費、1目監査委員費は8万6,000円で、監査委員2名分の報酬及び旅費でございます。

次に、3款事業費でございます。1項運営費として2億933万円を計上しております。前年度と比較しまして、951万6,000円の減となっております。

主なものを申し上げます。10節需用費5,649万2,000円は、斎場施設の維持管理に係る消耗品、電気、ガス、上下水道料の光熱水費、また施設の修繕料などでございます。

15ページ中段でございます。12節委託料9,954万6,000円は、E S C Oサービス委託、火葬棟管理業務委託、施設維持管理業務委託など、斎場施設の運営及び維持管理に係る各種委託料を計上してございます。

16ページでございます。14節工事請負費5,161万8,000円は、設備の改修工事として、火葬炉設備改修工事、冷温水発生機更新工事などを予定してございます。

次に、17節備品購入費97万9,000円は、施設用の備品を購入するものでございます。

4款諸支出金の1万円は、各基金の銀行利子を積み立てるものでございます。

最後17ページ、5款予備費につきましては、前年度と同額の200万円を計上してございます。

予算の内容につきましては以上ですが、予算書の18ページから27ページ、こちらは当初予算に係る給

与費明細書、28ページにつきましては、債務負担行為に関する支出予定額等に関する調書、29ページにつきましては、構成市町からの負担金を算出する基礎に関する表でございます。

予算は以上でございます。

以上、議案4件の補足説明を終わります。

○議長（藤崎良次） ありがとうございます。

---

◎質疑、討論、採決

○議長（藤崎良次） これより1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

質疑に関しまして、再質問は2回までとさせていただきます。

それでは、議案第1号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合個人情報の保護に関する法律施行条例制定について議題といたします。

議案第1号について質疑はございませんか。

五十嵐議員。

○1番（五十嵐智美） ご説明ありがとうございます。議案1号について質問いたします。これは国の法律改正によってということであったのですが、佐倉市でもこの間改正がありました。この葬祭組合の改正内容と佐倉市の個人情報保護条例の改正内容の何か違いがあるのかどうか伺います。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） お答えいたします。

基本的に佐倉市の条例とほぼほぼ同じような条例になってございます。

以上でございます。

○議長（藤崎良次） 五十嵐議員。

○1番（五十嵐智美） あとそういう中でですと、行政機関の匿名加工情報の情報提供制度というのは、佐倉市の場合はまだこれは導入しないというふうになってはいますが、こちらの葬祭組合のほうでもそういうふうになるのでしょうか。あと個人情報保護ファイルですが、ファイル簿、これについての扱いはどうなるのか、お聞きいたします。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） それでは、匿名の仮名の加工というか、そちらのほうは当組合のほうもやる予定がこれからもございません。

それと、ファイルにつきましては、市の場合はたくさん情報を持っておりますが、私どものほうではさほど情報がございませんので、本当に火葬や式場を使った方の申請者の住所やお名前、また亡くなった方の、亡くなった方は個人情報等ないのですが、申請した方が当然そちらの方の個人情報、戸籍に近いものを持っているのですが、そのぐらいいしかお持ちしておりませんので、その内容ぐらいになります。

以上でございます。

○議長（藤崎良次） よろしいですか。

そのほかの方、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。



地福議員。

- 8番（地福美枝子） 議案1号について、反対の立場で討論をいたします。後から説明があります発議案との関連もありますが、条項について反対の立場で意見を述べたいと思います。

今お話あったように、どの自治体でも既に出ています。これは、本当に時間をかけて議論をし、また十分な説明しないと、なかなか分かりにくい案件かなとは思いますが、この議案が出された背景にいろいろ問題があるのではないかと思います。安倍、菅政権の下で、データが競争力の源泉ということで、データの利活用を成長戦略に据えるとして、利用しやすい仕組みづくりを進めてきた、そういうもので経済界からも要望があったものです。そこで、2021年5月に成立させたデジタル関連法で外部提供した企業にAI、人工知能に分析させてもうけを得ると、このことをデジタル改革の名で進めようとしているところにも大きな問題があると思います。重要な一つとして、個人情報保護法の改定です。ここに書かれてありますように、それぞれの個人情報保護の規制がデータ流通の支障になるとして、改定された個人情報保護法の全国的な共通ルールの下に一元化、これが大きな問題であると思います。国民の監視にもつながるものではないでしょうか。国は、2023年、今年4月に改定法施行に間に合うように、条例の改廃を求めています。自治体のこれまで築いてきた到達点、保護法、これをリセットさせるというものです。

そこで、問題点たくさんありますけれども、幾つか挙げたいと思います。1つは、行政体外部提供、プライバシー侵害の拡大になるということなのです。個人情報を本人の同意なしに第三者提供する仕組みになる。匿名加工情報制度や非識別加工情報制度によって、本人の同意なしに共通ルールの下で第三者に提供、目的外利用を可能とするもの、これが今回議会でも出されました。今回この議会でも出されました。大枠の問題です。

2つ目は、官民癒着の拡大、利益誘導のおそれがあるということなのです。指令塔として設置されたデジタル庁は、これまでにない強力な権限を持った組織です。職員600人のうち約200人、3分の1が民間出身者で、ほとんど非常勤勤務、出身企業の給与補填も認められているので、出向という形になります。企業の意向に従わざるを得ない、利益誘導につながります。いろいろありますけれども、さらにこれにつながってマイナンバー制度においても同様に、個人のプライバシーの問題やセキュリティーの問題、膨大な設備費用などが挙げられます。

今回葬祭組合の中で大きな情報はないというふうにお話がありましたけれども、そういう全体の国のやり方からして共通ルールによるいろんな使い方をしているという点で、私は多くの問題があるために今回の1号議案、後から出されます発議案1号関連について反対するものです。

以上です。

- 議長（藤崎良次） ほかに討論はございませんか。

五十嵐議員。

- 1番（五十嵐智美） 私も、これは国が自治体独自の個人情報、こちらの行政機関として葬祭組合も独自に条例を定めなければならないとして国が言っているわけなので、仕方なく、仕方なくという言い方は変ですけれども、今回の条例制定がなされているというふうに考えております。この個人情報の保護法に関しては、経過した目的はデータを連携し、民間企業やその利活用をしやすくするためということで、個人情報は民間企業をもうけさせるためのものではないかと考えます。結局この法案改正に反対する立場から、この議案に関しても反対といたします。

以上です。

○議長（藤崎良次） そのほか。

萩原議員。

○2番（萩原陽子） 今お二人の議員が反対理由を述べたのと重複しますので、私としては簡単に、自治体の独自性を否定するもの、国が共通ルールをつくる、そのやり方に対して反対いたします。

以上です。

○議長（藤崎良次） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） ほかに討論なしと認めます。

それでは、これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（藤崎良次） 挙手多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

議案第2号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（藤崎良次） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号 令和4年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第2号）について議題といたします。

議案第3号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（藤崎良次） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号 令和5年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算について議題といたします。

議案第4号について質疑はございませんか。

五十嵐議員。

○1番（五十嵐智美） 議案4号の予算書の14ページです。事業費なのですが、事業費もそうですし、11ページの総務費、そしてあと事業費、みんな前年度から減額になっているのですが、減額の主な要因について伺います。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） 減額の要因ですが、こちら職員1名退職になりまして、そちらのほうが給与、手当等が減額になるということでございます。また、委託料と、また使用料、賃借料のほうが少し仕様の変更がございまして、そちらも減らしているということで減になっているものでございます。

○議長（藤崎良次） 五十嵐議員。

○1番（五十嵐智美） その職員1人の方、退職ということですが、その方に代わる職員の補充というか、そういったのはどういうふうになっているのかと、あと先ほどの委託料のところなのですが、光熱水費、電気、ガス、上下水道料が多分今年度よりは上がると思うのですけれども、それを見込んでもお減額になっているところなのでしょうか。その辺の水道、光熱費などの光熱水費、こちらは大きく上がっているわけではないのか、そういう予算化になっているわけですよ、その辺について伺います。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） お答えします。

職員1名退職分につきましては、まだ確定ではございませんが、辞令とか、そういう決まりがないのですが、一応予定では再任用で採用する予定という形となっております。

それと、光熱費につきましては、先ほども議案の第3号のほうで補正でもさせていただいたのですが、令和4年度は4,433万円ほどの総額に光熱水費を計上させていただきました。補正で先ほど議案可決いたしましたので、来年度令和5年度につきましては、それよりも500万円ほどプラスさせていただいております。ただ、この予算を作成したのも最終的にゴー出したのが12月の初め頃でして、それからもどんどんやはり高騰が進んでおりますので、様子を見ながら補正させていただくような形にはなるかと思っておりますが、一応来年、本年度よりはかなり多く見込んでいる予算になっております。

以上でございます。

○議長（藤崎良次） 五十嵐議員。

○1番（五十嵐智美） 再任用のところで対応するという、同じ方が再任用という形で、その職種が変わるということではなく、同じ職で再任用されるわけですか。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） 当然再任用の制度でございますので、職はその応じた職になるということで、管理職でありましたので、それは一般職になるという形でございます。

○議長（藤崎良次） そのほか質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤崎良次） では、これで質疑を終わります。  
続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤崎良次） 討論なしと認めます。  
これより議案第4号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
〔挙手全員〕

- 議長（藤崎良次） 挙手全員であります。  
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

◎発議案の上程

- 議長（藤崎良次） 次に、日程第5、発議案を上程いたします。発議案は1件でございます。  
坂本議員に提案理由の説明を求めます。  
坂本議員。
- 5番（坂本弘毅） 発議案の提案をさせていただきます。坂本でございます。提案理由を申し上げます。  
発議案第1号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会個人情報保護条例制定についてでございます。  
制定の理由といたしましては、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合個人情報の保護に関する法律施行条例が可決されたことに伴い、令和5年3月31日をもって佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合個人情報保護条例が廃止されることから、令和5年4月以降の議会における個人情報の適正な取扱いを確保するため、必要な事項を定める条例を新たに制定しようとするものであります。  
よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。提案理由といたします。
- 議長（藤崎良次） ありがとうございます。

---

◎質疑、討論、採決

- 議長（藤崎良次） 発議案第1号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会個人情報保護条例制定について議題といたします。  
発議案第1号について質疑はございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（藤崎良次） 質疑なしと認めます。  
続いて、討論を行います。討論はございませんか。  
五十嵐議員。
- 1番（五十嵐智美） 先ほど第1号議案でも申し述べたとおり、国の法改正に従っての今回の葬祭組合議会の個人情報保護条例制定ということですので、先ほどと同じ反対理由で、この発議案にも反対いたします。  
以上です。
- 議長（藤崎良次） ほかに討論は。

萩原議員。

○2番（萩原陽子） 同じく、やはり国が共通ルールをつくるという、その目的、民間の利益誘導にという先ほどの討論ありましたとおり、やはり国の共通ルールづくりの自治体の独自性否定に対して、議会もそれに倣うということについて反対をします。

○議長（藤崎良次） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 討論なしと認めます。

これより発議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（藤崎良次） 挙手多数であります。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（藤崎良次） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて令和5年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を閉会します。

午後3時41分 閉会

以上のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長      藤      崎      良      次

議 員      坂      本      弘      毅

議 員      地      福      美 枝 子